

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。  
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

東京都知事殿

平成21年 9月1日

東京建設株式会社一級建築士事務所 東京都知事登録第111111号  
所在地 東京新宿区西新宿2-1-1  
電話 03-5321-1111番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

東京建設株式会社

代表取締役 東京 太郎 印

事務所登録年月日 平成20年6月1日

事業年度 平成20年7月1日～平成21年6月30日

法人の場合は法務局登録印

〔記入注意〕建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。



( 第三面 )

所属建築士名簿

氏 名	一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士及び 管理建築士である 場合にあつては、その旨	登 録 番 号	登 録 を 受 道 け た 都 府 県 級 又 は 木 造 建 築 士 場 合 )	建 築 士 法 第 22 条 の 2 第 1 号 から 第 3 号 ま で に 講 習 の 受 け た 年 月 日	構 造 設 計 一 級 又 は 設 計 一 級 建 築 士 で あ る 場 合 に あ つ て は、その旨	構 造 設 計 一 級 設 備 又 設 計 一 級 建 築 士 の 証 書 付 番 号	建 築 士 法 第 22 条 の 2 第 4 号 及 び 第 5 号 に 定 め る 講 習 の う ち の 直 接 の 受 け た 年 月 日
新宿太郎	一級建築士 管理建築士	第999999号		2 1 . 3 . 1	構造設計一級建築士	第9999号	
計 1 名		一級建築士 二級建築士 木造建築士	1 名 名 名		構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	1 名 名	



(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
新宿太郎	A社本社ビル改築について、東京都景観条例に基づき屋外広告が同社イメージカラーの使用が出来ないので、広告設置及びデザインについて、施主の了解を得るよう意見を述べた。	平成21年 月 日
新宿太郎	下見積もり用の図面を見たところ、軒高が9.1mであるので、二級建築士事務所として設計できない旨意見を述べた。(当該物件業務は受託しなかった。)	平成21年 月 日
	注： 第五面は、管理建築士と建築士事務所の開設者が異なる場合で、かつ、管理建築士が建築士事務所の開設者に対し、建築士法第24条第3項の規定により意見を述べた場合のみ提出。	